

26 介第 304 号
平成 26 年（2014 年）7 月 16 日

養護老人ホーム 設置者
特別養護老人ホーム 設置者 様
軽費老人ホーム 設置者

長野県健康福祉部介護支援課長

施設長の資格要件について（通知）

日ごろから、本県の高齢者福祉行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、特別養護老人ホーム等の施設長の資格要件につきましては、別紙のとおり規定されているところですが、「社会福祉事業に 2 年以上従事した者」及び「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的資格要件については下記 1 及び 2 のとおりですので、適切な職員配置についてご配慮願います。

また、施設長（管理者）を変更する場合は、下記 3 により変更届を提出願います。

記

1 「社会福祉事業に 2 年以上従事した者」

社会福祉施設の施設長など、直接入所者の処遇又はサービス提供を行う職員として従事した者とし、次の期間は従事した期間に含まないものとします。

- ・事務職員（事務長、事務員など）として従事した期間
- ・社会福祉事業でない事業所等（病院、有料老人ホーム、介護老人保健施設等）において処遇職員として従事した期間

2 「同等以上の能力を有すると認められる者」

「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和 53 年 2 月 20 日 社庶第 13 号社会局長・児童家庭局長通知（以下「通知」という。））に定める「施設長資格認定講習会」の課程を終了した者としてします。

なお、通知では、留意事項として

- ア 公立施設の施設長も受講が必要であること。
- イ 施設長就任前に講習会の課程を終了しておく必要があること。ただし、特別の事情がある場合には、施設長就任後であってもやむを得ないこと。

とあり、現に施設長として就任しており具体的資格要件に該当しない者で、就任後 2 年を経過していない場合は、速やかに講習会を受講してください。

3 施設長（管理者）の変更に係る届出について

（1）提出書類及び提出期限

① 養護・特別養護老人ホームの施設長を変更する場合

「養護（特別養護）老人ホーム事業変更届」：あらかじめ（変更する日の10日前目安）

指定介護老人福祉施設の管理者を変更する場合

「変更届出書（第3号様式）」：変更後10日以内

② 軽費老人ホームの施設長を変更する場合

「軽費老人ホーム職員変動報告書」：変動があった日から5日以内

（2）添付書類

変更後の施設長の経歴書及び資格証の写し、講習会の修了書等資格を証する書類の写し（指定介護老人福祉施設の管理者を変更する場合は、誓約書（参考様式9-3）を添付して下さい。）

（3）提出先及び部数

所管の保健福祉事務所あて 2部

（4）留意事項

やむを得ず就任後に施設長資格認定講習会を受講することにより、施設長の資格要件を満たすこととなる者については、変更届の参考事項欄にやむを得ない理由及び講習会受講予定の旨を明記し、講習会の終了後修了証の写しを提出してください。

健康福祉部介護支援課

（課長）村山 隆一 （担当）池田 徹（施設係）

吉澤 淳（サービス係）

電話直通 026-235-7113、026-235-7121（直通）

FAX 026-235-7394

電子メール kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

別紙

施設種類	条例	要綱
特別養護老人ホーム	<p>特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第57号)第6条第1項</p> <p>「特別養護老人ホームの長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。」</p>	<p>長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱(25健長介第149号)第5</p> <p>「条例第6条に定める特別養護老人ホームの職員の資格要件については、次のとおりとする。</p> <p>(略)施設長にあつては特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者」</p>
養護老人ホーム	<p>養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第56号)第5条第1項</p> <p>「養護老人ホームの長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。」</p>	<p>長野県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱(25健長介第148号)第5</p> <p>「(略)施設長にあつては養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者」</p>
軽費老人ホーム	<p>軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第58号)第5条第1項</p> <p>「軽費老人ホームの長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。」</p>	<p>長野県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱(25健長介第150号)第5</p> <p>「(略)施設長にあつては軽費老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者」</p>

※社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

三科目主事(大卒)、社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士